

健感発 0428 第 2 号
平成 26 年 4 月 28 日

各 { 都道府県 }
政令市 } 衛生主管部（局）長 殿
特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

標記については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号当職通知）の別紙により定めているところである。

今般、別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 5 月 12 日から適用することとしたので御了知いただくとともに、関係機関に周知願いたい。

なお、今回の改正の概要は下記のとおりである。

記

1 改正の概要

- (1) 二類感染症の「3 ジフテリア」中の「(1) 定義」及び「(3) 届出基準」を変更し、これに合わせて別記様式 2-3 「ジフテリア発生届」の変更を行った。
- (2) 五類感染症の「9 侵襲性インフルエンザ菌感染症」中の「検査方法」等を変更し、これに合わせて別記様式 5-9 「侵襲性インフルエンザ菌感染症発生届」の変更を行った。
- (3) 別記様式 5-10 「先天性風しん症候群発生届」に、「出生時の母親の年齢」及び「母子手帳等の記録による確認の有無」の記載を追加した。
- (4) 五類感染症の「11 梅毒」中の「(3) 届出基準」を変更し、これに合わせて別記様式 5-11 「梅毒発生届」の変更を行った。
- (5) 別記様式 5-14-2 「風しん発生届」に、可能な限り 24 時間以内に保健所への報告を求める旨の記載を追加した。
- (6) 五類感染症の「35 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）」中の「検査方法」の変更を行った。
- (7) 五類感染症の「39 マイコプラズマ肺炎」中の「検査方法」を変更し、これに合わせて別記様式 7-5 「感染症発生動向調査（基幹定点）」の変更を行った。

(8) 別記様式 2-1 「急性灰白髄炎発生届」、別記様式 2-3 「ジフテリア発生届」、別記様式 4-3 「A型肝炎発生届」、別記様式 5-2 「ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）発生届」及び別記様式 5-1 2 「破傷風発生届」に「ワクチン接種歴」の記載を追加した。

2 適用日

平成 26 年 5 月 12 日から適用する。